

お知らせ

小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業 参加医療機関の登録についてのご案内

◇医療安全・医事法制部◇

今般、厚生労働省死亡時画像診断読影技術等向上研修事業の一環として行う「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」を、日本医師会が受託者となり実施するにあたり、小児死亡事例を取り扱う機会が多い医療機関の参加を募っておりますので、ご案内いたします。

本モデル事業の目的は下記のとおりで、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、そこから得られた知見を今後の教育・研修に役立てるために、参加医療機関からご提供いただいた症例の読影結果を医療現場へフィードバックするとともに、将来的に死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案する医師の参考となるマニュアルの作成を指すものであります。

なお、本モデル事業の実施要綱および参加登録の申込み方法等の手続きにつきましては、次の日本医師会ホームページに記載されておりますのでご参照ください。

日本医師会ホームページ「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業について」のURL
<http://www.med.or.jp/doctor/report/003292.html>

記

小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業 実施要綱（目的のみ抜粋）

目 的

- 本モデル事業は厚生労働省死亡時画像読影技術等向上研修事業の一環として、日本医師会を受託者として実施する。
- 死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）*を踏まえ、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証し、あわせて小児医療の向上に資することを目的として、医療機関で実施した全ての小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析する。
- また、その分析結果等を踏まえて、5年後を目途に、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案する医師の参考となるマニュアルを作成する。
- 前項のマニュアルの作成にあたっては、医師以外の検案業務に携わる関係者にも参考となるものを目指すものとする。

※ 死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）の抜粋

厚生労働省において、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関し警察庁などとも連携を図り、その結果を検証する。また、当該結果を踏まえて、5年後を目途に、日本医師会内の検討会において、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案する医師の参考となるマニュアルを作成していく。（厚生労働省）